

平成 28 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
(150903-01)
分担研究報告書

重点業種の労災認定事案の典型事例分析に関する研究

研究分担者 松元俊 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等調査研究センター・研究員

【研究要旨】

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で過労死等が多発していることが指摘されている 5 つの職種・業種（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等）のうち、自動車運転従事者と外食産業について、データベースを用いて労働条件の特徴及び典型事例を抽出した。自動車運転従事者のうち、トラックドライバーは深夜・早朝を含む運行が多く、運行時刻が不規則であった。また宿泊を伴う運行や運転以外の荷役など身体的負荷のかかる労働があることも特徴であった。タクシー・バスドライバーは拘束時間が長く、客扱いによる精神的緊張を伴う勤務が特徴的であった。外食産業のサービス職業従事者は、日勤の勤務形態をとりながら実際には昼間 2 交代のシフト制が特徴であった。しかし、少人数の職場において、とりわけ現場責任者は拘束時間が長く、休日が少なかった。

研究分担者：

山内貴史（労働安全衛生総合研究所過労死等
調査研究センター・研究員）
茅嶋康太郎（同センター・センター長）

A. 研究目的

過労死等の実態解明のため平成 27 年度より行われている調査研究において、脳・心臓疾患と精神障害による労災認定事案がデータベース化された。本研究では、平成 27 年 7 月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で過労死等が多発していることが指摘されている 5 つの職種・業種（自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療等）のうち、自動車運転従事者と外食産業を分析対象とし、データベースを用いて労働条件の特徴及び典型事例を抽出することを目的とした。

B. 研究方法

脳・心臓疾患と精神障害による労災認定事案について、平成 27 年度研究において過去 5 年間（平成 22 年 1 月から平成 27 年 3 月）の調査復命書と関連資料を、全国の労働局及び労働基準監督署より収集した。収集した事案はデータベース化され、最終的に脳・心臓疾患 1,564 件、

精神障害 2,000 件が分析対象となった。自動車運転従事者のほとんどが含まれる業種（大分類）の「運輸業・郵便業」の事案は、脳・心臓疾患では 465 件、精神障害では 214 件あった。また、外食産業は業種（大分類）の「宿泊業・飲食サービス業」に該当し、脳・心臓疾患では 114 件、精神障害では 135 件あった。最終的に以上の 2 業種における事案を対象に、調査復命書のデータに基づき、脳・心臓疾患と精神障害それぞれの労働時間制度、勤務形態、典型事例の抽出と分析を行った。典型事例は、職種（中分類）、性別、年齢、就業条件、労災認定時の疾患名、などの視点から、各業種で典型的と思われる事例について提示した。その際、プライバシーへの配慮から、各事例の本質を損なわない範囲で事例の内容を変更した。

（倫理面での配慮）

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得た上で行った（通知番号:H2708）。労災認定事案の解析は、氏名、住所、所属事業場名及び所在地など、個人が特定されるおそれのある情報を含むデータベースを使用せず、典型事例に用いた調査復命書と関連資料は関係者のみ入室・閲覧できる

電子ロックされた部屋で保管された。

C. 研究結果

1. 運輸業・郵便業の労働時間制と勤務形態

自動車運転従事者は、業種（中分類）では道路貨物運送業（トラック）と道路旅客運送業（タクシー、バス）に大別され、職種では輸送・機械運転従事者に該当した。事案に占める業種・職種は脳・心臓疾患、精神障害ともにトラック運転手、タクシー、バス運転手が多かった。

表 1-1 に、運輸業・郵便業の業種（中分類）と職種及び労働時間制度のクロス集計表を示した。

労働時間制度については、フレックスタイム制をとっていた事案は数例であり、業種、認定疾病にかかわらずほとんどが 1 か月又は 1 年単位の变形労働時間制をとっていた。労働時間制度の内容が記載されていたその他（コメントあり）においても、变形労働時間制をとっていないという記載もみられたが、多くは、1 か月、1 年単位の变形労働時間制に類似の制度若しくは拘束時間が規定されていた。

表 1-2 に、運輸業・郵便業の業種（中分類）と職種及び勤務形態のクロス集計表を示した。

勤務形態はトラック、タクシー、バスいずれも多くは日勤であった。次に多い、その他（コメントあり）は業種で内容が異なっていた。トラックでは調査復命書での分類にあてはまらない事例が多く、夜間運行や数日拘束される運行（夜間あり）、荷主都合で日によって異なる不規則運行という記述が目立ち、それらは認定疾患による違いもなかった。タクシー・バスでは、特にタクシーでよくみられる隔日勤務の記述が目立った。

2. 宿泊業・飲食サービス業の労働時間制と勤務形態

外食産業は、業種（中分類）の飲食店が該当し、すべて業種（大分類）の宿泊業、飲食サービス業に含まれた。職種ではサービス職業従事者が事案のほとんどを占めた。サービス職業従事者は、主に調理人、飲食物給仕従事者、飲食店主・店長であった。

表 2-1 に、宿泊業・飲食サービス業の業種（中分類）と職種及び労働時間制度のクロス集計表を示した。

脳・心臓疾患、精神障害どちらの事案でも飲食店は 1 か月単位の变形労働時間制が多くみ

られた。その他（コメントあり）の内容は、労働時刻の特徴を示す例としてシフト制をとっている記述が散見された。

表 2-2 に、宿泊業・飲食サービス業の業種（中分類）と職種及び勤務形態のクロス集計表を示した。

飲食店の勤務形態は、日勤かつその内容のコメントとして早番と遅番のシフト制をとっているとの記述が多くを占めた。その他（コメントあり）についても昼間のシフト制をとっている記述が多く、加えて数件であるがシフト制に深夜勤務を含むもの、深夜勤務が中心である記述がみられた。

3. 道路貨物運送業、道路旅客運送業、飲食店における典型事例

1) 脳・心臓疾患事案

- 【事例 1-1】 58 歳、男性、トレーラー運転手
- ・労災認定時の疾患名：脳梗塞
 - ・発症時状況：運行中に左手の握力がなくなり、肩があがらなくなったことを自覚したため、翌日、翌々日に受診
 - ・発症月：7 月
 - ・発症時刻：不明
 - ・雇入期間：12 年
 - ・所属事業場の従業者：1-9 人
 - ・労働時間把握：タコメータ、乗務日報、運転日誌より算定
 - ・労災認定：長期間の過重業務による（発症前 6 か月間）
 - ・時間外労働時間：発症前 1 か月 63 時間、発症前 6 か月平均 110 時間
 - ・労働時間以外の負荷要因：不規則、拘束時間、出張、交代・深夜勤務、精神的緊張
 - ・4 泊 5 日運行のあと土日が休日となるのが基本であるが、発症前 6 か月の間に毎月 1 回は休日がない、又は 1 日の週があった
 - ・始業時刻は運行ごとに異なり、多くは深夜または早朝であった

- 【事例 1-2】 59 歳、男性、トラック運転手
- ・労災認定時の疾患名：脳梗塞
 - ・発症時状況：取引先で、トラックを降り荷積み作業をしようとした際に、めまい、吐き気、左上下肢のこわばり等の症状があらわれたが作業を続け、その後 2 日休んでも症状が治まらないため受診、入院となった
 - ・発症月：4 月
 - ・発症時刻：6 時頃
 - ・雇入期間：4 年 2 か月

- ・所属事業場の従業者：30-99人
- ・労働時間把握：デジタルタコグラフより算定
- ・労災認定：長期間の過重業務による（発症前6か月間）
- ・時間外労働時間：発症前1か月31時間、発症前6か月平均96時間
- ・労働時間以外の負荷要因：特段認められない
- ・6日勤務して毎週火曜日が休みとなるのが基本であったが、発症前1か月と4か月では1回ずつ休日出勤があった
- ・始業時刻は、発症前1か月では5時台、発症前2か月から6か月では0時台であった

【事例1-3】 52歳、男性、タクシー運転手

- ・労災認定時の疾患名：脳出血
- ・発症時状況：運転中、突然右半身が動かなくなったため、タクシーを路肩に止め、近くに停車していたタクシー運転手に救急車を要請してもらい、病院へ搬送され受診
- ・発症月：8月
- ・発症時刻：10時頃
- ・雇入期間：8か月
- ・所属事業場の従業者：100-499人
- ・労働時間把握：デジタルタコグラフより算定
- ・労災認定：長期間の過重業務による（発症前6か月間）
- ・時間外労働時間：発症前1か月49時間、発症前6か月平均74時間
- ・労働時間以外の負荷要因：拘束時間、交代・深夜勤務
- ・隔日勤務で1勤務後は明け番となる3勤1休が基本であったが、発症前4か月を除く毎月に4勤がみられた
- ・所定労働時間は8時から26時30分までであったが終業時刻は28時台が多かった

【事例1-4】 53歳、男性、路線バス運転手

- ・労災認定時の疾患名：心停止
- ・発症時状況：自宅にて午前4時頃、起床時間に鳴動したアラームに反応しないため、妻が様子を見たとこ、反応が無く体が冷たくなっており死亡が確認された
- ・発症月：2月
- ・発症時刻：2時頃
- ・雇入期間：2年4か月
- ・所属事業場の従業者：30-99人
- ・労働時間把握：管理者により提出された交番表により算定
- ・労災認定：長期間の過重業務による（発症前6か月間）
- ・時間外労働時間：発症前1か月70時間、発

- ・症前6か月平均75時間
- ・労働時間以外の負荷要因：不規則、拘束時間、精神的緊張
- ・路線バスのダイヤに基づく交番表勤務となっており、始業・終業時間が不規則であり、待機時間が長いこと拘束時間が長かった
- ・休日は、始業・終業時刻や拘束時間にかかわらず6勤1休が多かったが、発症前6か月の間に、9連続勤務が2回、10連続勤務が1回あった
- ・始業時刻は運行ごとに異なったが早朝が多く、勤務が長い日では終業が23時台で拘束時間が15時間以上であった

【事例1-5】 49歳、男性、調理人

- ・労災認定時の疾患名：脳出血
- ・発症時状況：店舗に隣接する事務所においてパソコン作業中、マウスを握る右手が自由に動かないような違和感を覚え、帰宅しようと右手で事務所の鍵を閉めようにもうまく閉められず、妻に電話をしたがろれつが回らず、何を言っているのか分からなかったため、妻が手配した救急車により救急搬送された
- ・発症月：11月
- ・発症時刻：2時頃
- ・雇入期間：7か月
- ・所属事業場の従業者：10-29人
- ・労働時間把握：不明
- ・労災認定：長期間の過重業務による（発症前6か月間）
- ・時間外労働時間：発症前1か月288時間、発症前6か月平均288時間
- ・労働時間以外の負荷要因：特段認められない
- ・入社から発症までの7か月間以上にわたり休日が1日もなかった
- ・徹夜勤務ではなかったものの、毎日9時半から26時前後まで勤務していた

2) 精神障害事案

【事例2-1】 47歳、男性、トラック運転手

- ・労災認定時の疾患名：うつ病エピソード
- ・業務以外の要因（既往歴を含む）：被災労働者の父に数年前からアルツハイマー型認知症と思われる症状がみられるが、症状は軽く、普通に生活している。
- ・労災認定：極度の長時間労働
- ・当初は長距離運行が業務の中心であり、時間外労働時間は月に50~70時間であったが、10月以降は近場への配送が多くなり、配送スケジュールが細かくなった。積み下ろしの回数が増えたことにより、休憩時間の調整が

難しい日も増えていった。帰宅が遅くなるとともに、早朝に出勤することが増えた。12月初旬には頭痛や吐き気を訴え、市販の鎮痛薬を常用するようになった。焦燥感も強くなっていた。同月下旬、被災労働者は気分の落ち込みにより出勤できず、心配した妻にうながされて近所のクリニックを受診したところ、うつ病であると診断された。発症時期は同月初旬と判断され、発病直前の1か月の時間外労働は160時間を超えていた。

【事例 2-2】 41 歳（発症時）、男性、トラック運転手

- ・ 労災認定時の疾患名：うつ病エピソード
- ・ 業務以外の要因（既往歴を含む）：特になし
- ・ 労災認定：心理的負荷が極度のもの
- ・ 4月某日、通常業務でトラックに乗務していたところ、A市内で自転車と正面衝突し、自転車に乗っていた男性が死亡する人身事故を起こした。事故以降は休職していたが、車の運転を含め一切外出できず、誰とも連絡できない状態であった。罪責感やふさぎ込みが強く、自宅に引きこもって出勤できない状態が続いた。不眠、不安・焦燥感なども強く、8月末、総合病院精神科を受診し、うつ病と診断された。

（補足）労災認定に際し、本事例では精神障害発病以前の労働時間の認定は省略されているが、トラック運転手の類似の事例では発症前数か月の間に月80時間以上の時間外労働が確認された事例も散見される。

【事例 2-3】 44 歳（発症時）、男性、タクシー乗務員

- ・ 労災認定時の疾患名：外傷後ストレス障害
- ・ 業務以外の要因（既往歴を含む）：特になし
- ・ 労災認定：悲惨な事故や災害の体験、目撃
- ・ 5月某日深夜の勤務中、A市内の飲食店に向かい男性客を乗せた。乗客はかなり飲酒し酔っていた。走行後、客が運転についてクレームをつけ暴言を吐くとともに、座席を後方から蹴ったり、被害労働者の腕をひねるなどし始めた。被災労働者は営業所に電話し、管理者は直ちに警察に通報した。目的地近くに着いたとき、客が自分でドアを開け外に出て行ってしまったので追いかけたところ、殴る蹴るの暴行を受け顔面・腕などに全治1か月の負傷をし、療養を余儀なくされた。その後、加害者の理不尽な行為に対する怒りと恐怖で食欲不振、胃痛、不眠が見られるようにな

った。恐怖からタクシーの乗車もできなくなった。6月、メンタルクリニックを受診し、外傷後ストレス障害と診断された。

【事例 2-4】 44 歳（発症時）、男性、飲食店店長

- ・ 労災認定時の疾患名：うつ病エピソード
- ・ 業務以外の要因（既往歴を含む）：特になし
- ・ 労災認定：発病直前の3か月連続して1月当たり100時間以上の時間外労働
- ・ 被災労働者は、現在の職場にアルバイトとして入社した後正社員となり、店長として飲食店の店舗管理運営業務に従事していた。4月から勤務地が変更となり、同県内の別の店舗の店長として勤務することになった。異動当初、アルバイトスタッフが全体的に不足しシフト人数不足の穴埋めや調理、ホールなどの担当業務ごとに、各現場に立って教育する必要がある。終電がなくなり、店舗に泊まって仮眠することもしばしばであり、休みも少なく、そのうえ休日にも従業員からの業務連絡や客からのクレーム対応で店舗に駆けつけることもあった。7月頃から、息苦しさや意識の低下などを訴え始め、9月初旬から極度の疲労のため休職し、その直後に近所のメンタルクリニックを受診、うつ病と診断された。異動後の3か月で1か月当たり100時間以上の時間外労働があり、最も多い月では150時間の時間外労働が認められた。

【事例 2-5】 28 歳（発症時）、女性、接客

- ・ 労災認定時の疾患名：外傷後ストレス障害
- ・ 労働時間の状況：発症前6か月間の時間外労働は多い月で数時間程度であった。
- ・ 労災認定：心理的負荷が極度のもの
- ・ 業務以外の要因（既往歴を含む）：不眠などがみられたものの、就労に支障のない程度であった。
- ・ 11月某日、被災労働者は通常通り勤務先のインターネット・マンガ喫茶に出勤し、開店の準備をしていた。その時に男の強盗が押し入り、ナイフで脅迫されレジにあった現金数万円を犯人に奪われた。事件当時、店員は被災労働者ひとりのみであった。事件の後、「近くに犯人がいるのでは」との恐怖から毎晩眠れず、他にも悪夢、不安、意欲低下、フラッシュバックが見られ、外出することにも強い恐怖を感じるようになったため休職を開始した。12月末に精神科クリニックを受診し、外傷後ストレス障害と診断された。

D. 考察

調査復命書のデータに基づいて分析すると、自動車運転従事者の多くで変形労働時間制がとられており、勤務形態は日勤が多かった。トラックドライバーは深夜・早朝を含む運行が多く、運行時刻が不規則であった。また宿泊を伴う運行や運転以外の荷役など身体的負荷のかかる労働があることも特徴であった。タクシー・バスドライバーは拘束時間が長く、客扱いによる精神的緊張を伴う勤務が特徴的であった。外食産業のサービス職業従事者は、1か月の変形労働時間制と日勤の勤務形態をとりながら実際には昼間2交替のシフト制が特徴であった。しかし、少人数の職場において、とりわけ現場責任者は拘束時間が長く、休日が少なかった。

E. 結論

脳・心臓疾患と精神障害の労災認定事案のどちらにおいても認定率の高い、自動車運転従事者（トラック、タクシー、バス）と外食産業（調理人、飲食店主・店長、飲食物給仕従事者）について、データベースを用いて労働条件の特徴及び典型事例を抽出した。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし

表1-1 運輸・郵便業における業種（中分類）・職種および労働時間制度のクロス集計（脳・心臓疾患、精神障害）

業種（中分類）	労働時間制度	脳・心臓疾患						精神障害									
		職種						職種									
		運搬・清掃・包装等従事者	運輸・通信従事者	管理的職従事者	事務従事者	専門的・技術的職従事者	輸送・機械運転従事者	その他	全職種計	運搬・清掃・包装等従事者	運輸・通信従事者	管理的職従事者	事務従事者	専門的・技術的職従事者	輸送・機械運転従事者	その他	全職種計
道路貨物運送業																	
							376									120	
	1か月単位変形労働時間制	3	1	1	2	.	56	.	63	2	.	.	2	.	7	.	11
	1年単位変形労働時間制	1	4	4	2	.	84	.	95	5	.	4	5	.	15	.	29
	フレックスタイム制	0	0
	その他(コメントなし)	3	5	4	10	.	129	.	151	6	2	5	11	.	34	1	59
	その他(コメントあり)	5	4	3	2	.	53	.	67	1	.	1	5	.	14	.	21
道路旅客運送業							70										48
	1か月単位変形労働時間制	.	2	.	1	1	21	.	25	.	.	.	2	.	8	1	11
	1年単位変形労働時間制	.	.	1	.	1	5	.	7	1	.	1
	フレックスタイム制	0	1	.	1
	その他(コメントなし)	.	1	.	2	.	16	.	19	.	1	3	4	1	10	1	20
	その他(コメントあり)	.	1	.	1	.	17	.	19	.	3	.	.	.	12	.	15
その他 a)							19										46
	1か月単位変形労働時間制	0	0	1	0	0	0	.	1	2	0	1	0	0	2	1	6
	1年単位変形労働時間制	0	0	0	0	0	0	.	0	0	0	0	3	0	0	.	3
	フレックスタイム制	0	0	0	0	0	0	.	0	0	0	0	2	0	0	.	2
	その他(コメントなし)	4	0	0	2	0	7	.	13	9	0	1	10	0	3	2	25
	その他(コメントあり)	0	0	0	0	0	5	.	5	4	0	1	1	0	4	.	10
全業種計		16	18	14	22	2	393	0	465	29	6	16	45	1	111	6	214

a) 「その他」には運輸に付帯するサービス業、航空運輸業、水運業、倉庫業、鉄道業、郵便業を含む。

b) 精神障害事案の復命書において、1か月単位変形労働時間制、1年単位変形労働時間制に関する判断ができない場合、「その他（コメントあり）」に計上している。

表1-2 運輸・郵便業における業種（中分類）・職種および勤務形態のクロス集計（脳・心臓疾患、精神障害）

業種（中分類）	勤務形態	脳・心臓疾患						精神障害									
		職種						職種									
		運搬・清掃・包装等従事者	運輸・通信従事者	管理的職従事者	事務従事者	専門的・技術的職従事者	輸送・機械運転従事者	その他	全職種計	運搬・清掃・包装等従事者	運輸・通信従事者	管理的職従事者	事務従事者	専門的・技術的職従事者	輸送・機械運転従事者	その他	全職種計
道路貨物運送業																	120
							376										78
	日勤勤務	8	9	12	15	.	188	.	232	11	1	7	19	.	40	.	78
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	1	.	1	2	.	2
	3直3交替制	0	.	.	2	2
	その他(コメントなし)	1	.	.	1	.	50	.	52	2	1	1	4	.	19	.	27
	その他(コメントあり)	3	5	.	.	.	83	.	91	1	9	1	11
道路旅客運送業							70										48
							70										48
	日勤勤務	.	3	.	1	2	21	.	27	.	.	1	4	.	7	.	12
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	4	.	4	2	.	2
	3直3交替制	.	.	.	1	.	.	.	1	0
	その他(コメントなし)	6	.	6	.	1	.	1	1	8	1	12
	その他(コメントあり)	.	1	1	2	.	28	.	32	.	3	2	1	.	15	1	22
その他 a)							19										46
							19										46
	日勤勤務	3	.	1	1	.	1	.	6	9	.	3	14	.	5	1	32
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	0	1	1
	3直3交替制	0	0
	その他(コメントなし)	1	3	.	4	4	.	.	2	.	.	1	7
	その他(コメントあり)	.	.	.	1	.	8	.	9	1	4	1	6
全業種計		16	18	14	22	2	393	0	465	29	6	16	45	1	111	6	214

a) 「その他」には運輸に付帯するサービス業、航空運輸業、水運業、倉庫業、鉄道業、郵便業を含む。

表2-1 宿泊・飲食サービス業における業種（中分類）・職種および労働時間制度のクロス集計（脳・心臓疾患、精神障害）

業種（中分類）	労働時間制度	脳・心臓疾患							精神障害								
		職種							職種								
		サービス 職業従 事者	管理的 職業従 事者	事務従 事者	生産工 程従事 者	専門的・ 技術的 職業従 事者	販売従 事者	輸送・機 械運転 従事者	全職種 計	サービス 職業従 事者	管理的 職業従 事者	事務従 事者	生産工 程従事 者	専門的・ 技術的 職業従 事者	販売従 事者	輸送・機 械運転 従事者	全職種 計
飲食店								79									85
	1か月単位変形労働時間制	11	3	.	1	.	1	.	16	7	.	.	1	1	2	.	11
	1年単位変形労働時間制	1	3	4	3	3
	フレックスタイム制	0	0
	その他(コメントなし)	38	1	1	1	1	2	.	44	43	1	1	1	1	3	1	51
	その他(コメントあり)	12	1	.	1	.	1	.	15	12	.	.	.	1	7	.	20
持ち帰り・配達飲食サービス業								6								13	
	1か月単位変形労働時間制	1	1	.	2	1	2	3
	1年単位変形労働時間制	1	1	0
	フレックスタイム制	0	1	.	1
	その他(コメントなし)	1	1	.	.	1	.	1	2	.	4
	その他(コメントあり)	2	2	2	.	1	.	1	1	.	5
宿泊業								29								37	
	1か月単位変形労働時間制	7	1	8	9	.	1	.	1	.	.	11
	1年単位変形労働時間制	2	1	1	4	2	.	1	3
	フレックスタイム制	0	0
	その他(コメントなし)	8	3	1	12	7	.	.	.	2	.	.	9
	その他(コメントあり)	2	2	.	.	1	.	.	5	11	.	2	.	.	1	.	14
全業種計		86	14	2	3	2	6	1	114	97	3	7	2	8	17	1	135

a) 精神障害事案の復命書において、1か月単位変形労働時間制、1年単位変形労働時間制に関する判断ができない場合、「その他（コメントあり）」に計上している。

表2-2 宿泊・飲食サービス業における業種（中分類）・職種および勤務形態のクロス集計（脳・心臓疾患、精神障害）

業種（中分類）	勤務形態	脳・心臓疾患							精神障害								
		職種							職種								
		サービス 職業従 事者	管理的 職業従 事者	事務従 事者	生産工 程従事 者	専門的・ 技術的 職業従 事者	販売従 事者	輸送・機 械運転 従事者	全職種 計	サービス 職業従 事者	管理的 職業従 事者	事務従 事者	生産工 程従事 者	専門的・ 技術的 職業従 事者	販売従 事者	輸送・機 械運転 従事者	全職種 計
飲食店								79									85
	日勤勤務	46	7	1	3	1	3	.	61	38	1	1	1	1	8	1	51
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	0	2	2
	3直3交替制	0	2	2
	その他(コメントなし)	4	1	5	11	.	.	.	1	.	.	12
	その他(コメントあり)	12	1	.	13	12	.	.	1	1	4	.	18
持ち帰り・配達飲食サービス業								6								13	
	日勤勤務	5	1	.	6	2	2	2	.	1	2	.	9
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	0	0
	3直3交替制	0	1	.	1
	その他(コメントなし)	0	1	1	.	2
	その他(コメントあり)	0	1	1
宿泊業								29								37	
	日勤勤務	15	5	1	.	1	1	1	24	14	.	3	.	2	1	.	20
	2直2交替制(日勤)	0	0
	2直2交替制(夜勤)	0	0
	3直3交替制	0	3	3
	その他(コメントなし)	1	1	2	6	6
	その他(コメントあり)	3	3	6	.	1	.	1	.	.	8
全業種計		86	14	2	3	2	6	1	114	97	3	7	2	8	17	1	135